【報告】地域公共交通計画の策定について

【地域公共交通計画とは】

地域公共交通計画とは、「地域にとって望ましい公共交通の姿」を明らかにするマスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの)としての役割を果たすものであり、公共交通に関する基本的な方針や対策などを定めたものです。

【背景】

全国的に公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、地域の移動ニーズに持続的かつきめ細やかに対応するため、令和2年度の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を対象とした地域公共交通計画の策定が努力義務化されています。

【計画策定の期間】

令和4・5年度の2年間

※令和3年度は、計画策定の準備期間とします。

【令和3年度の動き】

・犬山市の公共交通に関する意見聴取 計画策定に先立ち、現状を把握する目的で、第三者から犬山市の公共交通について意見を伺う。

意見を伺う方(案)

福島大学 経済経営学類 准教授 吉田 樹 氏

専門分野 地域公共交通の戦略的マネジメント

※全国各地にて、地域公共交通に関する講演、地域交通政策のアドバイスを広く行っている

委員歴

MaaS関連データ検討会(国土交通省総合政策局)

地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会(国土交通省総合政策局)

高齢者の移動手段の確保に関する検討会(国土交通省総合政策局)

仙台市交通政策推進協議会 副会長

データに基づく持続可能な路線バス網の構築に向けた有識者会議(神戸市) など